



自転車指導啓発重点地区（富士吉田警察署）

★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りですぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は禁止！

道路交通法改正により自転車のながら運転が処罰の対象となりました。ながら運転は、重大な交通事故につながるのです。絶対にやめましょう！

3 自転車は左側通行！

右側を通行すると歩行者の背後から接近することになり非常に危険です。



山中湖村

重点路線



山中湖 I C

明神前交差点

平野

令和6年中の重点路線とその付近における自転車交通事故発生状況
物件事故 12件



山中湖村役場



山中湖

山中湖交流
プラザきらら



旭日丘



神奈川県境

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。



山中湖村

静岡県境



【重点路線】国道138号、413号等

➤ 選定理由

- ・ 山中湖周辺はレンタサイクル事業者が多く、外国人観光客の自転車や電動キックボードの利用者が多いため、利用者への交通ルールの周知を図る必要が認められる。
- ・ 東京2020オリンピックの自転車競技ロードレースをレガシーとして活用したサイクリストの誘致が行われている。



自転車指導啓発重点地区（富士吉田警察署）

令和6年中の重点路線における自転車交通事故発生状況
物件事故 42件



★ 自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！ ★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は禁止！

道路交通法改正により自転車のながら運転が処罰の対象となりました。ながら運転は、重大な交通事故につながるので、絶対にやめましょう！

3 自転車は左側通行！

右側を通行すると歩行者の背後から接近することになり非常に危険です。



道の駅かつやま

河口湖

河口湖大橋

河口湖大橋北詰
交差点

総延長: 13.109 km

河口湖大橋南詰
交差点

重点路線

【重点路線】河口湖周辺

➤ 選定理由

- ・ 河口湖周辺はレンタサイクル事業者が多く、外国人観光客の自転車利用者が多い。
- ・ 電動キックボードのレンタル事業者があり、観光客等による電動キックボードの利用があり、交通ルールの周知徹底を図る必要が認められる。

警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

1.0km
1:20,000

自転車指導啓発重点地区 (富士吉田警察署)

令和6年中の重点地区における自転車交通事故発生状況

人身事故 1件
物件事故 6件



警察では、自転車運転者の信号無視等に対し、指導警告を行うとともに、悪質・危険な交通違反に対しては検挙措置を講ずるなど、厳正に対処しています。

凡例

✕ 人身事故（軽傷）

✕ 物件事故

東恋路交差点

船津登山道入口
交差点



★自転車を運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は禁止！

道路交通法改正により自転車のながら運転が処罰の対象となりました。

ながら運転は、重大な交通事故につながるので、絶対にやめましょう！

3 自転車は左側通行！

右側を通行すると歩行者の背後から接近することになり非常に危険です。

【重点地区】船津登山道入口交差点周辺

➤ 選定理由

- ・ 周辺には商業施設や高校があり、自転車の交通量も多く、外国人観光客による自転車や電動キックボードの利用が多いため交通ルールの周知徹底を図る必要が認められる。
- ・ 国道139号はロードバイクのツーリングコースとなっており休日の自転車交通量が多い。

富士河口湖高校

自転車指導啓発重点地区 (富士吉田警察署)

令和6年中の重点地区における自転車交通事故発生状況

人身事故	1件
物件事故	9件

凡例

× 人身事故（重傷）
× 物件事故



富士五湖消防東
交差点

金鳥居交差点

富士北陵高校

昭和大学入口交差点

上宿交差点

【重点路線】富士北陵高校周辺

➤ 選定理由

- ・ 付近は、富士北陵高校や商業施設が建ち並び自転車や車の交通量が多い地域である。
- ・ 過去に国道139号上で、自転車運転手が死亡する交通事故が発生している。
- ・ 国道139号はロードバイクのツーリングコースとなっており休日の自転車交通量が多い。

★自転車運転する人は次の点に気を付けましょう！★

1 歩道は、歩行者優先！

自転車が通行できる歩道でも、車道寄りをすぐに止まれるスピードで走行し、歩行者が立ち止まったり、避けなければならない時は一時停止をしましょう。

2 ながら運転は禁止！

道路交通法改正により自転車のながら運転が処罰の対象となりました。ながら運転は、重大な交通事故につながるもので、絶対にやめましょう！

3 自転車は左側通行！

右側を通行すると歩行者の背後から接近することになり非常に危険です。